

# 第8章 今後の芦屋市スポーツ推進重点施策

## ・推進体制

### 1 ライフステージに応じたスポーツ推進施策

#### <重点分野>

- 幼児・青少年の実施者を増やす。
- 成人・高齢者の実施者を増やす。
- 障がい者の実施者を増やす。
- ファミリースポーツの実施者を増やす。
- アスリートを増やす。

#### <具体的施策>

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
<b>1) 子どものスポーツ機会の拡大と体力づくり実施の増加を推進する施策</b>					
①	幼年期（～5歳）の体力づくりについて	学校教育課 保育課 スポーツ推進課	国（文部科学省）から示された幼児期運動指針 <sup>9)</sup> を元に、運動あそびに取り組む習慣や望ましい生活習慣（栄養指導も含む）を身に付けさせるプログラムの提案など、取組を関係課との連携を図りながら推進する。	実施	充実
②	少年期（小中学生）の体力づくりについて	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	文部科学省制定「新体カテスト測定会」を定期的実施する。（コンピューター分析も実施） （年1回→年2回実施）	実施	充実
③	幼年期～少年期の体力づくりについて	スポーツ推進課	昨今、子どもの体力低下が懸念されることから、保護者に対する運動・栄養などの重要性についての理解促進として、リーフレットを配布するなど啓発を図り、あわせて保護者と子どもが共に行う「ファミリースポーツのつどい」に参加する取り組みを推進する。 （年2回実施）	実施	充実
④	幼年期～少年期のスポーツ指導者育成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ医・科学を基にした、子どもの発育発達に応じたスポーツ推進や体力向上方策として、スポーツ指導者研修会を実施する。（年2回実施）	実施	継続
⑤	学校部活動について	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	学校部活動については、外部指導者制度の充実、合同部活動の導入を含め、柔軟な育成システムを推進する。 （推進会議等の立ち上げ）	一部実施	充実
⑥	地域スポーツクラブでの子どもの参加について	生涯学習課 スポーツ推進課	子どものスポーツ環境の充実を図るため、「スポーツクラブ21ひょうご <sup>4)</sup> 」などが、地域におけるスポーツ活動を一層充実するよう働きかける。	実施	継続

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
<b>2) 成人のスポーツ実施の増加を目指す施策</b>					
①	成人の健康づくりについて	健康課 介護保険課 スポーツ推進課	成人の健康づくりについては、国（厚生労働省）から示された「身体活動基準2013」を踏まえ、スポーツイベントの中で取り入れるなど、その普及・啓発の取り組みを関係課との連携を図りながら推進する。	実施	継続
②	通勤通学時や余暇を利用した体力づくり	経済課 スポーツ推進課	通勤通学時のウォーキングやサイクリング、また風光明媚な六甲山麓への登山・ハイキングなどを奨励するキャンペーンを推進する。	未実施	実施
③	「ラジオ体操」の推進について	スポーツ推進課	世代を超え、誰もが参加してきた「ラジオ体操」を見直し、指導者の研修会や市民対象の競技会を行うなどして、充実を図り推進する。（全国体操巡回講習会誘致を推進する）	未実施	実施
④	壮年～中年期（30～50代）の体力づくりについて	健康課 介護保険課 スポーツ推進課	スポーツ実施率の低い壮年～中年期のスポーツをする参加機会の拡充を図るため、スポーツ参加が困難な要因を踏まえ、スポーツを身近に親しむことができる交流の場を設定できるよう、できるだけ地域で出向いて、気軽に参加できる機会を提供する。 （市内9か所×年1回程度実施）	実施	継続
⑤	高齢者の体力づくりについて	高齢福祉課 介護保険課 スポーツ推進課	ますます高齢化が進展するため、介護予防の観点からも、環境・嗜好・適性に応じて、無理なく日常的に取り組めることができるプログラムを開発し、高齢者に対するスポーツの参加機会の提供を継続して行うとともに、その普及・啓発を図る。 （市内9か所×年1回程度実施）	実施	継続
⑥	地域スポーツクラブについて	生涯学習課 スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ団体や「スポーツクラブ21ひょうご <sup>4)</sup> 」に対して、スポーツ未実施者やスポーツが苦手な人に対するスポーツへの参加のきっかけづくりの取り組みとして行っている「オープンスクール」などを継続して行うよう働きかける。	実施	継続
<b>3) 障がいのある人のスポーツ実施の増加を目指す施策</b>					
①	初心者対象の「障がい者スポーツ教室」について	障害福祉課 社会福祉協議会 スポーツ推進課 障がい者団体	障がい者スポーツのすそ野拡大のため、現在取り組んでいる事業（障がい者とのスポーツ交流ひろば）等の充実を図り、体力や年齢、技術、関心、個々人の適性等に応じて楽しむことができるよう、関係機関や関係課との連携を図る。 （月1回程度実施）	実施	継続
②	障がい者スポーツ選手の育成について	障害福祉課 スポーツ推進課 スポーツ団体	芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会等と連携して、選手の育成とそのため競技会誘致をすすめる。 （2種目程度の競技会誘致）	未実施	実施
③	現況調査の実施について	障害福祉課 スポーツ推進課	公共スポーツ施設等を対象に、障がい者スポーツへの適合状況を調査し、その結果を広く市民に周知公表するとともに、受入施設の充実を図る。 （市民意識調査時に実施）	未実施	実施

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
<b>4) アスリートのためのスポーツ（競技カレベルの向上）を推進させる施策</b>					
①	アスリート育成のための指導者研修会について	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	アスリートを増やすため、スポーツ団体等と連携して兵庫一、近畿一、日本一のアスリートを増やすための競技力向上策として、優秀な指導者等を招聘して研修会を開催する。 (年1回程度実施)	実施	継続
②	スポーツ指導者の資質向上ための研修会について	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	アスリートの指導において、平成25年7月作成の「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース <sup>10)</sup> ）報告書」を参考に、勝利至上主義に偏り、体罰等行き過ぎた指導を正当化することなく、発達段階に即した適切、効果的な指導ができるよう、スポーツ団体等と連携して指導者等への研修会の機会を増やすなどして資質の向上を推進する。 (年1回程度実施)	実施	継続
③	アスリートの支援について	スポーツ推進課	スポーツ活動助成金制度により、広域のスポーツ競技会出場に対して、経費の一部を助成する。	実施	継続

## 2 スポーツ文化の推進施策

### <重点分野>

- 身近なスポーツ環境の整備
- 顕彰制度の充実
- あしやスポーツ文化<sup>1)</sup>の充実
- みるスポーツ文化の充実

### <具体的施策>

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
①	スポーツ施設の観客席の整備について	公園緑地課 スポーツ推進課	「みるスポーツ」の充実を図るため、スポーツ施設の改修時期に合わせて、観客席などの整備を進める。	未実施	実施
②	スポーツ施設の文化機能の整備について	スポーツ推進課	「あしやスポーツ文化 <sup>1)</sup> 」の充実を図るため、スポーツ施設の改修時期に合わせ、ミュージアム機能を持ったフロアなどの整備を進める。	未実施	実施
③	スポーツ文化（歴史を含む）の資料や情報の収集について	スポーツ推進課 スポーツ団体	芦屋市や阪神間で育ったスポーツ文化や伝統的スポーツに係る資料や情報の収集を行い、市民への情報提供を推進する。	未実施	実施

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
④	スポーツ顕彰制度について	スポーツ推進課	芦屋市スポーツ表彰では、スポーツ選手や指導者だけの顕彰制度であるため、今後はスポーツボランティアやスポーツ文化人の表彰をすすめるなどして、その充実を図る。	実施	充実
⑤	スポーツ文化行事について	スポーツ推進課 スポーツ団体	「あしやスポーツ文化 <sup>1)</sup> 」を育てるため、スポーツ絵画展、フォトコンテストやポスター展などの文化的行事をスポーツ団体と連携して開催する。また、芦屋伝統的スポーツ(登山、テニス、ゴルフなど)を継承する各種行事を推進する。	一部実施	実施

### 3 ささえるスポーツの推進施策

#### <重点分野>

- 指導者の養成と活用
- スポーツボランティアの育成と活用
- 障がい者スポーツ組織の充実

#### <具体的施策>

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
①	スポーツ指導者の養成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	継続的なスポーツ実践者の増大を図るためには、質の高い指導者が不可欠であり、スポーツ団体等と連携して、継続して研修会を開催する。また、日本体育協会等の有資格者養成講習会に派遣するなどして、公認スポーツ指導者を増やす。	実施	継続
②	スポーツ推進委員の増員について	スポーツ推進課	地域のニーズに応えるため、5人程度(現在25人)の増員(人口3千人に1人の割合を目指す)を図るとともに、スポーツ有資格取得者を増やしていく。 (25人→30人)	実施	充実
③	スポーツボランティアの養成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツイベント等の運営を支えるスポーツボランティアは「するスポーツ」、「みるスポーツ」と同様、スポーツへの関わり方の一つである「ささえるスポーツ <sup>3)</sup> 」での成功に導く大きな要素となっている。今後は、各スポーツイベントへの要請をしたり、スポーツボランティア研修会などを開催して、充実を図っていく。 (ボランティア研修会年1回実施)	実施	充実

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
④	女性指導者（役員）の養成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ界（団体）における女性指導者及び役員の登用・活用を図るよう進めていく。	実施	充実
⑤	障がい者スポーツ推進組織について	障害福祉課 社会福祉協議会 スポーツ推進課	芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会や関係課等の連携により、芦屋市における障がい者スポーツ推進組織づくりを推進する。	未実施	実施

## 4 スポーツ団体、学校・大学、行政等における

### 連携・協働の推進施策

#### <重点分野>

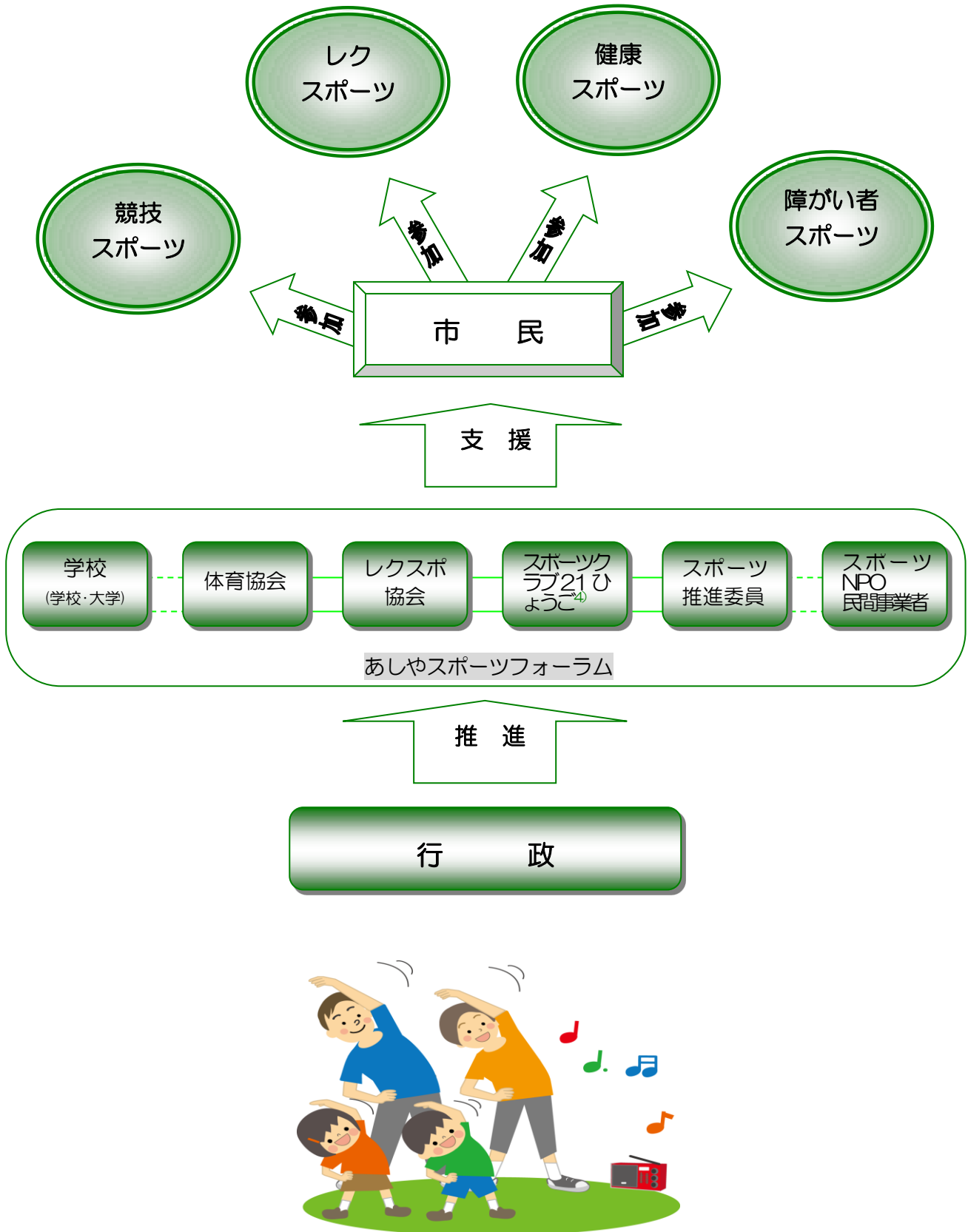
- スポーツ団体間の連携・協働の推進
- 行政内や広域行政との連携・協働の推進
- あしやスポーツフォーラムの充実

#### <具体的施策>

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
①	スポーツ団体間の連携・協働について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ団体間の交流事業を支援するとともに、それぞれの課題を相談する事業を進める。	実施	継続
②	行政内での連携・協働について	スポーツ推進課 関係課	庁内に「芦屋市スポーツ施策推進本部」を設置し、スポーツや健康・体力づくり推進に係る関係課間の連絡調整を図ることにより、総合的・効果的なスポーツ推進施策を進めていく。	実施	継続
③	阪神間等のスポーツ行政との連携・協働について	スポーツ推進課	阪神間（スポーツ行政担当者連絡協議会を年2回開催）や兵庫県等のスポーツ行政との連携・協働を推進する。	実施	継続
④	近隣の大学等との連携について	スポーツ推進課 大学等	知的情報機関である近隣大学等と行政との連携・協働により、スポーツ科学研究人材の交流や施設の開放等、スポーツを通じた地域貢献活動をするよう働きかける。	実施	継続
⑤	「あしやスポーツフォーラム <sup>8)</sup> 」の充実について	スポーツ推進課 スポーツ団体	特定非営利活動法人芦屋市体育協会、芦屋市レクリエーションスポーツ協会、芦屋市スポーツ推進委員会、スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会で構成する「あしやスポーツフォーラム <sup>8)</sup> 」の組織充実を図るため、今後、学校体育団体や大学、スポーツNPOを含む民間事業者等の加入を促進させ、スポーツ推進を支援していく。 (各団体の加盟推進)	実施	充実

## 5 芦屋市スポーツ推進体制（イメージ図）

スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働によりスポーツ施策を推進する。





## 6 芦屋市スポーツ施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ施策を総合的に推進するため、芦屋市スポーツ施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) スポーツ推進計画の策定及びスポーツ施策の総合的な推進に関すること。
- (2) スポーツ施策の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) その他スポーツ施策の推進に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、社会教育部長をもって充て、副委員長は、社会教育部生涯学習課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、社会教育部長が指名する。

(事務局)

第7条 推進本部の庶務は、スポーツ施策に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

企画部企画課長
企画部市民参画課長
総務部財政課長
市民生活部児童センター長
福祉部地域福祉課長
福祉部福祉センター長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部介護保険課長
こども・健康部こども政策課長
こども・健康部こども課長
こども・健康部保育課長
こども・健康部健康課長
都市建設部公園緑地課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部青少年育成課長



## 7 芦屋市スポーツ推進実施計画策定までの日程

日 程	会議名	内 容
平成25年 7月 5日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過報告</li> <li>・市民意識調査結果等の報告</li> <li>・答申を報告</li> </ul>
11月20日 11月22日	第1回推進本部幹事会 (関係課連絡会) 第1回推進本部本部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過報告</li> <li>・市民意識調査結果等の報告</li> <li>・計画素案(中間まとめ)を報告</li> </ul>
11月25日	平成25年度第1回 芦屋市スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過報告</li> <li>・計画素案(中間まとめ)を報告</li> </ul>
12月 6日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案(中間まとめ)を報告</li> </ul>
12月13日	民生文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案(中間まとめ)の報告</li> </ul>
12月25日～ 平成26年 1月24日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案(中間まとめ)を公表し、市民の意見を聴取</li> </ul>
1月31日	第2回推進本部幹事会 (関係課連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(原案)の報告, 決定</li> </ul>
2月10日	第2回推進本部本部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(原案)の報告,</li> <li>・計画決定</li> </ul>
2月21日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の報告, 承認</li> </ul>
3月 6日	民生文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の報告</li> </ul>
3月14日	平成25年度第2回 芦屋市スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の報告</li> </ul>